

全学共通教育センター紀要編集内規

令和4年11月8日
全学共通教育センター教員会議制定

1. 目的

「全学共通教育センター紀要」は、甲南大学（以下「本学」という。）創立者である平生鈞三郎が唱える「人格の修養と健康を重んじ、個性を尊重して各人の天賦の特性を啓発する人物教育」に基づき本学教職員等の教育および学習に関する成果を広く普及させること、並びに全学共通教育センター所属教員の学術研究成果を広く普及させ全学共通教育センターの活動をより発展させることを目的とする。

2. 編集委員会

- (1) 「全学共通教育センター紀要」の編集にあたり、教員会議のもとに全学共通教育センター紀要編集委員会（以下、「編集委員会」）を置く。編集委員会は、教員会議構成員3名以上、及び全学教育推進機構事務室専任職員1名をもって構成する。
- (2) 委員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。
- (3) 編集委員会委員長及び委員の選任は、全学共通教育センター所長が指名し教員会議の議を経てこれを行う。

3. 投稿原稿

- (1) 投稿原稿は本紀要の目的に沿った下記のいずれかとし、未公開のものとする。
 - ・ 論文
 - ・ 研究ノート、研究報告、実践報告、事例報告
 - ・ その他、編集委員会が認めたもの
- (2) 投稿原稿は日本語または英語、ドイツ語、フランス語、中国語、韓国語とし、完成形で提出すること。
- (3) 論文には、論文と同じ言語で400字以内（欧文の場合は250words以内）の要旨（アブストラクト）と5つ程度のキーワードを記載すること。また日本語以外の言語で投稿する場合は、外国語要旨の次に400字程度の日本語要旨を記載すること。また、タイトル・著者名については投稿原稿と同じ言語表記で提出すること。
- (4) 原稿作成におけるスタイルやフォントなどに関しては、編集委員会が全学共通教育センターのホームページ等で指定したMicrosoft Wordのサンプルフォーマットに準拠すること。

4. 投稿資格

- (1) 論文のうち学術研究成果にかかる投稿は、全学共通教育センター専任教員（名誉教授、英語特定任期教員を含む）及び全学共通教育センター専任教員が推薦する本学の大学院生が資格を有する。教育方法・教育実践・教育学習支援に関する論文は、本学専任教員（名誉教授、特定任期の教員を含む）及び本学専任教員が推薦する本学の大学院生が投稿資格を有する。
- (2) 研究ノート、研究報告、実践報告、事例報告及びその他の投稿は、原則として本学教職員（名誉教授を含む）に限る。
- (3) 共著者として、本学専任教員以外の共同研究者、本学教職員、及び編集委員会が認めた者を含むことはさしつかえない。

5. 原稿の投稿と受理

- (1) 原稿はパソコン等で作成した Word・PDF 双方のファイルとし、電子メールによる送付もしくは USB メモリ等に保存したファイルを全学教育推進機構事務室に直接持参することにより提出するものとする。
- (2) 編集の実務は編集委員が担当し、編集委員会が投稿を確認した時点で受理とする。
- (3) 仕上がりが 20 頁以上の論文については、著者による、長さと内容のバランスが適当である旨の添書を必要とする。

6. 査読・校閲

基本的に査読は行わないが、編集委員会が必要と判断した場合は、専門領域に近い本学教員や学外者に意見を伺い、著者らに原稿の校閲依頼を行う場合がある。また、本紀要の目的や主旨に沿わない原稿の場合、編集委員会は掲載を拒否することがある。

7. 不正防止

投稿者は、特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）や、その他の不正行為（二重投稿や不適切なオーサーシップ）を行ってはならない。また、剽窃チェックツール等を活用するなど、積極的に不正防止に努めなければならない。

8. 著作権

- (1) 投稿論文の著作権は、著者に帰属する。
- (2) 紀要は、電子版として公刊する。
- (3) 投稿論文は、原則として甲南大学機関リポジトリで公開する。ただし、インターネットで公開することにより社会的な損失が発生する場合や、研究の継続が困難になる場合など、「甲南大学機関リポジトリ」による公開が不適切であるとの申し出があった場合、「甲南大学オープンアクセス方針」に基づき、公開は行わない。
- (4) 投稿論文に投稿者以外の著作物や個人情報が含まれる場合は、投稿者が全ての著作権者、個人情報保持者から論文の投稿と公開についての同意を得ること。

9. 校閲の費用負担

日本語以外の原稿において校閲（ネイティブチェック）が必要な場合は、著者負担とする。

10. 著者校正・冊子体の提供

- (1) 著者による校正は 1 回行う。
- (2) 紀要の冊子体は、1 部を主著者に無料で提供する。

11. 改廃

本内規の改廃は、教員会議が行う。